

Q 1 売買の手続きはどのように進みますか。

A 1 募集要領の 2 申請方法に記載されている書類を御提出いただいた後に、審査を行います。

審査において買受人として決定した申込者には、売却決定通知書を送付します。売却決定通知書の内容は、あなたが買受人として決定しました、という内容のほかに、契約日の調整、登録免許税額、収入印紙代などの案内が記載されています。

Q 2 売買代金の支払いはどのように行いますか。

A 2 代金の支払い方法は 2 つあります。

(1)一括払い方式

契約の締結と同時に売買代金を全額納める方法です。

売却決定通知書の送付後、契約日を調整する際に、契約者様の御意向を確認させていただき、一括払いを御希望であれば、一括払い用の納付書を御用意させていただきます。

(2)契約保証金払い方式

契約の締結と同時に、まず、契約保証金を納め、その後、残金を納める方法です。

売却決定通知書の送付後、契約日を調整する際に、契約者様の御意向を確認させていただき、契約保証金払いを御希望であれば、契約保証金払い用の納付書を御用意させていただきます。

契約締結後、契約締結日から 30 日以内に、売買代金から契約保証金を差し引いた残金を納付していただきます。

Q 3 代金の分割払いは可能ですか。

A 3 代金の分割払いはできません。支払い方法は、Q 2 のとおり、一括払い、または、契約保証金払いのどちらかになります。

Q 4 購入にあたりローンを組みたいのですが。

A 4 申込者は、御自身で金融機関等と協議し、沼津市が定める募集要領のスケジュールに合わせてローンを組んでください。

売買契約において、ローンが成立することを契約の停止条件とする等の条項は設けません。

金融機関と協議する際は、事前に募集要領を示すなど無理のない計画を立てるようにしてください。

納付期限までに売買代金の全額納付がない場合は、契約解除となり、契約保証金は沼津市に帰属することになります。

また、沼津市は金融機関などへのあっせんは行っていません。

Q 5 売り出された土地は、元々どのような土地ですか。

A 5 市の事業用地として利用していましたが、事業が完了し、行政用途としての利用が見込まれなくなった土地や、かつて市営住宅があった土地でしたが、施設が老朽化等により解体され、売却処分の方針となった土地等が主なものになります。